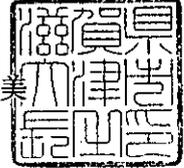


大総人第356号
令和元年10月1日

大津市公正職務審査委員会
委員長 秋田 仁志 様

大津市長 越 直 美



公益目的通報（平成30年3月29日通報第30-1号）に係る
勧告への対応について（報告書）

令和元年8月9日付で勧告のあった上記公益目的通報への対応について、下記のとおり報告します。

記

1 不払いとなっている時間外勤務手当について

(1) 勧告の内容

平成27年度から平成28年度において確認される、企画調整課の複数職員に対する時間外勤務手当の不払いについて、早期にその子細を確認し支給するなど、適切に対処すること。

(2) 勧告に対する対応

平成27年度から平成28年度において確認される、企画調整課の複数職員に対して不払いとなっている時間外勤務手当について確認したところ、本件に係る給与請求権が時効により消滅している可能性があることが判明しました。

本件に係る給与請求権は、労働基準法第115条の規定により、2年間行わない場合は、時効によって消滅することとなります。

また、金銭債権の消滅時効に係る地方自治法第236条第3項において、消滅時効の中断については民法の規定を準用することとされていますが、本件に関して民法第147条に掲げられた時効の中断事由を確認することができませんでした。

地方自治法第236条第2項によると、普通地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、時効の援用を要せず、その利益を放棄することができないこととされており、これらの規定に基づき判断すると、既に、本件に係る給与請求権は消滅していることとなります。

よって、不払いとなっている時間外勤務手当を支給することができないこととなりますが、この点どのように対応すべきかについて、貴委員会のご見解をご教示いただきますよう、お願い申し上げます。

2 時間外勤務、手当の適正な管理のための方策及び再発防止策について

(1) 勧告の内容

本件問題確認後に大津市において実施された改善措置を含め時間外勤務、手当の適正な管理のための方策を、継続的に検討した上で、必要な措置を講じ、その周知、運用を行うなど、再発防止策を確実に実施すること。

(2) 勧告に対する対応

所属職員の時間外勤務の適正な管理については、これまでから部長会や所属長会において、全庁的に周知徹底して参りました。

平成30年4月からは、平成29年1月20日付け厚生労働省労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づいた勤務時間の適正な管理のために、月に2度、時間外勤務の申請時間と端末稼働時間の乖離を明らかにしたデータを所属長に配信するとともに、乖離が大きい場合は個別で所属長に調査を指示するなど、時間外勤務のより適正な管理を進めているところであります。

また、平成30年10月からは所属長の承認がなければパソコンを使用できないという仕組みを有した端末管理システムを導入し、時間外勤務の適正管理に向けてハード面での整備を進めたところであります。加えて、当該システムの運用に当たっては、パソコンの延長申請の承認が時間外勤務命令になるといったことや適正な管理が所属長の義務であるといったことを毎月の部長会や庁内LANの掲示板で再三周知するほか当該システムの厳格な運用のルールづくりを進めるなど、ソフト面での取組も継続して進めているところであります。

今後も、今回発生した時間外勤務手当の不払い事案のような不適切事案が起これないように、部長会や政策調整会議で継続的に周知を図って参ります。また、所属長へのマネジメント研修の中で、適正な労働時間の把握についても研修を行い管理監督者の意識の醸成も図って参ります。